

令和元年度第1回大磯町個人情報保護制度運営審議会 会議録

日 時：令和元年7月17日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：大磯町立図書館2階大会議室

出席者：審議会委員 金子匡良委員 安達和志委員 吉池信之委員

実施機関 福祉課 小林課長 齋藤副課長

子育て支援課 山口課長 秋本係長

町民課 植地課長 熊澤副課長

政策課 藤本課長

事務局 総務課 齋藤課長 山田主事

傍聴者 0人

内 容：

1 開会

- ・事務局紹介
- ・審議会資料確認

2 会長・副会長選任

- ・大磯町個人情報保護制度運営審議会規則（以下「審議会規則」という。）第2条第2項の規定により、互選により金子匡良委員を会長に、安達和志委員を副会長に選任

3 挨拶

金子匡良会長より挨拶

※審議会規則第3条第1項の規定により、以後の議事進行は、金子会長

- ・委員全員の出席があり、審議会規則第3条第2項の規定により会議成立
- ・会議録の作成説明（要点筆記とし、発言者個人名を記載しない。）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開と決定

※傍聴者 なし

4 議題

(1) プレミアム付商品券発行事業実施に係る購入対象者の確認審査に係る
本人外収集及び目的外利用・提供について

(ア) 概要説明

実施機関より資料に基づき説明

(イ) 質疑応答

【会長】

要配慮者に関する事務処理については、国が定めた全国統一の決定事項になっているということでしょうか。

【実施機関】

要配慮者に関する事務処理については、国から取扱指針について、全国統一的な基準で事務処理をしてくださいということで通知が来ております。

【副会長】

要配慮者の件についてですが、配偶者からの暴力を理由とした避難事例、施設入所等児童等や措置入所高齢者・措置入所障害者の場合については二重交付を防止するため、所在している自治体と情報共有する必要があるとの話でしたが、諮問書の3枚目にある個人情報リストで情報を共有するために関係自治体へ提供するというのもあるのでしょうか。

【実施機関】

施設入所の児童につきましては、措置している自治体と住民登録をしている市町村と施設が所在している市町村との間で情報提供を行うことにより情報共有をするという形でどこの市町村が引換券を交付するかという形で情報をやりとりする。

【副会長】

高齢者・障害者についてはないのですか。

【実施機関】

高齢者・障害者についても市区町村が別の場合は、住民票所在の市町村と施設の所在市町村との間で情報共有する形にはなりますが、想定される人数が多いのが施設入所児童なので、それに対応する形で準備をしています。

【副会長】

今のお話ですと目的外利用・提供と2つありますけれども、外部提供もあるということですか。

【実施機関】

外部提供も施設入所児童、入所の高齢者・障害者についても事例がある場合はあると思います。

【副会長】

外部提供があるのであれば、このリストに記載されておいた方が良いと思います。外部提供があるかどうかこのリストではよくわからない。

【実施機関】

わかりました。

【委員】

この個人情報、福祉課・子育て支援課のみにしかいかないということで役場内部でも他の課には回らないですね。

【実施機関】

そうですね、役場内部では、子育て支援課と福祉課のみが個人情報を扱うことになります。

【副会長】

関連して、先ほどのご説明ですと、最初の住民税非課税の方への申請書の送付は課税情報を利用するので、税務課から送付するという話でしたが、税務課のこの事業の事務担当には入らないのでしょうか。

【実施機関】

税務課から送付する非課税のちらしについては、税務課の業務で取扱う税情報になりますので、税務課としての事務の範囲内で送付するものです。

【副会長】

非課税のお知らせは、商品券の申請書を発送する事務なのですか。

【実施機関】

申請書は、非課税の方へ送付する税務課の通知の中に同封させていただく方法で手続きを行うよう進めている状況です。

【副会長】

本来の通知の際と一緒に同封するということですか。

【実施機関】

サービスの部分で非課税の方であれば、こういう制度もありますよという形でお知らせを同封させていただく予定です。

【副会長】

それを見て申請する人は申請するということですね。

【実施機関】

そうです。申請者の方の税情報の閲覧については、申請書の方に同意事項等があるのでそちらの方の承諾を得て福祉課で非課税の方の税情報を扱えるような形で進めさせていただきます。

【副会長】

対象者は合わせて5,700人で、大部分は住民税非課税の方、そういう方に商品

券を販売する。商店等で購入する場合に、その方は住民税非課税の方というふうに周りから判明してしまうのではないのでしょうか。

【実施機関】

今回の商品券の購入の対象者は、住民税非課税の方と子育ての世代の方ですが、非課税の方が対象的には多いが、中には3歳未満の子供がいる場合は非課税の分と子供の分と両方で商品券を購入することができるので一概には非課税の方が購入するとは言えない。商品券を発行する書類自体も非課税も子育ても様式を変えてということはないので、基本的にはわからないような形して配慮させていただきますので、判明させないようにしていきます。

【副会長】

非課税世帯の方が多いというところがちょっと心配です。

【実施機関】

やはり今委員が言われたように危惧する声っていうのは、我々もそうですし、ほかの全国全市町村が実施しますので、同じような問い合わせが来ているというのは聞いています。しかしながら評価しがたいというところがありますので、我々としても低所得者であるということがわかってしまうから買わない、使わないっていうことももしかしたらあるのかなっていうところは危惧しているところではあります。国の政策としてやるというところもあるので、わかってはいるけれども何ともできないということもある中で、実施しなければならないというところがあります。我々も同様の危惧というものは持っております。

【副会長】

全国同様に使えるのですか。

【実施機関】

各市区町村が発行したものがその市区町村の中で、場合によっては隣の市町と連携して使えるように行っているところもあるというのは聞いておりますけれども、ほとんど県内ではありません。

【副会長】

そうすると少し使いにくい感じがしますね。

【実施機関】

一つは消費税のアップの影響をなくすということと、もう一つは地域の消費の喚起というところが目的になっておりますので、やはりその地域に限定した商品券の使い方・使われ方といったところも考えていかなければいけないというところがありますので、どうかなというところはあるのですが、そういった目的に照らし合わせてやらなければならないというところもありますのでそれに合わせて実施していくというところなんです。

【会長】

小さな町村の場合には町村内で使うとなると、顔や住所がわかる範囲で使うと、先ほどのような危惧は大きいと思うので、その辺は自治体の方がアンテナを張って不当なサービス等に繋がらないように御配慮いただければと思います。

【実施機関】

商品券を販売するのが郵便局で、全体を取り仕切っているのは町の商工会のため、次回の打ち合わせの中でこのことを伝え、進めさせていただきます。

【会長】

DV 被害者等の場合には、所在地を点々とする場合があるが、その場合にも対応できるのですか。

【実施機関】

国の方では基準日時点で対応するという事になっています。

【会長】

基準日時点で住んでいるところですか。

【実施機関】

そのあと転出することもあるので、移動された場合は購入引換券を発行するところで発行するが、たとえば1月2日以降に転出した場合はもともと大磯に住んでいれば大磯から引換券を申請していただいてお送りするが、転出先の自治体と情報交換できるような形で国からも通知が来ている。

【会長】

他に質問はありますか。特にないようであれば、委員から若干の意見はでしたがその意見を踏まえていただいたうえで認める方向で答申を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

(2) コンビニエンスストア等での証明書の自動交付事務におけるオンライン結合による情報提供について

(ア) 概要説明

実施機関より資料に基づき説明

(イ) 質疑応答

【委員】

個人番号の暗証番号はどのように設定するのですか。

【実施機関】

マイナンバーカードを最初に交付する際に画面で4ケタの番号をあらかじめ設定してもらっています。銀行のキャッシュカードと似たような形です。

【委員】

暗証番号が最初に入っていない方はどうなるのか。

【実施機関】

交付する際に暗証番号を登録するようになっています。

【会長】

この制度が始まりしばらく経つが今までにトラブルはあるのですか。

【実施機関】

コンビニ交付につきましては先行自治体がかなりありますが、課長会議等で状況を確認しましたが、導入当初には、システムのトラブルというよりも機械の操作についての問い合わせがあったようですがセキュリティーに関しての問題があり対応に危惧したということはないとのことでした。

【副会長】

個人情報保護措置に関してコンビニ事業者のところで取り忘れの防止の対策についてはコンビニ店舗の従業員が対応するが、そのコンビニ従業員に対する訓練や安全対策については、町は関与していないのか。

【実施機関】

事業者と J-LIS（全部の自治体の専用回線を取り扱っている団体）の方で契約を締結しているので、契約の中で守秘義務等の対応をお願いしている。

【副会長】

具体的にどのような訓練をされたか安全対策をされたかは把握しているのか。

【実施機関】

特に町の方で独自で指定をしているというところではなく、全国の取扱いの中で、J-LIS が実施しているので、ホームカメラをつけて欲しいとか、セキュリティー対策についての取組みについては町の方で具体的にこのようなことをしましたというのはありません。先行自治体でも実際テスト等はしているが、ご心配いただいているようにコンビニの従業員がアルバイトというのはあるが、計画の中でしっかりと実施している信頼関係の中で実施しているので直接町がすべてのコンビニに教育に行くようなことは現在していません。

【副会長】

危惧されるのは以上のことかなと感じます。ですから、コンビニと J-LIS との間の問題ということなのでしょうが、ある程度どういう形で教育されているのか町としても把握されていた方がいいかなと思います。

【実施機関】

教育等について情報提供をいただくのと実際に10月に動き始めたところで、町内にもコンビニエンスストアは多くはないので少し店長さんともお話しする機会を設けられればと思うので、調整したいと思います。

【会長】

先ほど伺った話ですと11店舗、幸い少ないと思いますし、身近なところであるという方も増えてくると思いますので、印鑑証明等非常に重要な個人情報を扱うこととなりますので、11店舗に打ち合わせの際には徹底していただければと思います。

【副会長】

個人番号カードの普及率はどのくらいなのでしょう。

【実施機関】

6月末時点で約14%です。

【副会長】

実際にはなかなか利用頻度は高いとは言えないですね。

【実施機関】

コンビニ交付の開始についても議会の承認等も案件がでていきますので、窓口でお問い合わせいただいた時にこれから始める予定なのでということでご案内していて、便利になるということもお知らせできていないところもありますので、ゆっくり窓口のお客様に対応していくためにもコンビニ交付が簡単になるということで、私たちの業務の方も適切に対応できるようになっていくかと思っておりますので、決定したらしっかり周知していく予定です。

【会長】

横浜市の場合には、コンビニ交付の手数料が少し安いですが、大磯町の場合は安いのか。

【実施機関】

いいえ。コンビニ交付をすることで横浜市はかなりの出張所を閉鎖された。それに伴う経費がかなり削減されたことによってコンビニ交付での手数料を安くすることが可能になった。

【会長】

市がコンビニ交付の金額を決定できるのですか。

【実施機関】

そうです。手数料に関しては各自治体で設定しているが、コンビニ交付の方が安い自治体とそうでない自治体があるが、近隣ですと小田原市も出張所を閉鎖するという具体的にサービスの提供を拡大したことによって、その経費を緩和することでコンビニ交付の手数を下げることができたと聞いている。

【委員】

他人がもし暗証番号を知っていれば悪質に使用されてしまうと思うがどうか。

【実施機関】

基本的にはマイナンバーカードの暗証番号等を他の方にお知らせをしないというのが大原則なので、そこが心配されているのがご家族の中でご高齢のお父様お母様はどうかというのがあると思います。マイナンバーカードの管理は町民の方の責任になりますが、町としては大事なものであるということで注意喚起を行ってまいりたいと思います。また、暗証番号の設定も変更が可能なので万が一の時には変更していただくこととなります。

【会長】

他に質問はありますか。特にないようであれば、安全性の確保に関してはコンビニの従業員さんへの周知徹底というようなところを行っていただければと思います。諮問事項については、認める方向で答申をだしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

5 報告事項

- ・平成30年度個人情報保護制度運用状況報告について

(ア) 報告

事務局より資料に基づいて説明

(イ) 質疑応答**【会長】**

審査会の委員からは制度上で何か意見があがっているのか。

【事務局】

審査会は不服・異議申立てがあった時に開催するものであり、現在申立てはない状況にあり開催していないので、意見等はございません。

【会長】

審査会についての周知が不十分なのではないか。

【事務局】

非開示、一部開示の場合は教示文もいれさせていただいている状況です。件数も少ない中で請求者も同一の方が多いので、ここまでは開示、ここからは非開示というのをあらかじめ知っている状況にあるのかと思います。

【副会長】

4ページ目について、開示請求の一覧表がありますが、一覧表の作り方につ

いて。一番右側に決定内容が出ているが、非開示・一部非開示の場合には条例のどの項に当たるのかを入れた方がある程度傾向もわかると思います。

【事務局】

一覧表の作り方については、今後の参考にさせていただきわかりやすい資料を作るようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

【副会長】

ちなみに不開示と一部不開示がありますが、理由はなんだったのでしょうか。

【事務局】

詳細な資料を持ち合わせていないので、お答えできません。申し訳ございません。

【会長】

不存在の場合にも、理由を明らかにすべきではないかというのも他の自治体の審議会で審議しているのです、その辺についても検討いただければと思います。

【事務局】

申請者に対しては不存在の理由等は付しているのです、一覧表に関しては先ほどの不開示・一部不開示と同様記載させていただければと思います。

6 その他

【事務局】

特にございませぬ。

7 閉会